標準様式第３号

**【 米 】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **氏　　　名** | **品種名（作付けする品種全品目を記入ください）** | **点検欄** |
|  |  |  |

○本シートは農業生産活動の各工程において、①食品安全　②環境保全　③労働安全

④人権保護　⑤管理全般(農場経営管理を含む) に関する「管理点」を定めたものです。

○「管理点」に対して、法令遵守を基本として、『正しいやり方・満たすべき条件』を

「適合基準」として定めました。

○適合基準は重要性に応じてレベル分けしています。

○「記録簿」に‘整備’と記載している「適合基準」は記録簿を整備・保管しておく

必要があります。

○「適合基準」を全て満たすことを目標にして生産活動を行いましょう。

【必須】：法令上の義務など必ず実施すべき項目

【重要】：実施すべき項目

**『評価』欄には ○、×、△、－、を記入します**

**○：適合基準を満たすように実施できている。　　　×：取り組みができていない。**

**△：取り組んでいるが一部できていない。　　　　　　－：自分には該当しない項目である。**

●**チェックシートの記入方法●**

１　管理全般

○、×、△、

－で記入

|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１** | 農業生産工程管理（GAP）に取り組んでいる | 必須 | 継続的な改善活動（栽培計画策定、点検項目を確認し実践、記録・保管、自己点検及び団体事務局による点検・改善）によるＧＡＰを実践している。 | 整備 |  |
| 重要 | 組織内及び生産者を対象に、農産物の安全性確保やGAPに関する研修会を開催している。 | 整備 |  |
| **２** | 登録種苗や技術・ノウハウ（知的財産）を保護、活用している | 重要 | 農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）を保護・活用している。 | 整備 |  |
| 必須 | 権利が保護されている種苗（種子、苗）育成者の許可なく増殖したり、生産者等に種苗として販売を行わない。【法令上の義務】 | 整備 |  |
| **３** | 農産物の生産に関する伝票、領収書等を保管している | 必須 | 種子、苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票を取引先等に対応できるように一定期間保管している。 | 整備 |  |
| 必須 | 農産物の出荷記録及び出荷記録（伝票）を3年間は保管している。 | 整備 |  |

23-7

| ○、×、△、  －で記入 | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| **４** | 栽培情報・生産資材の使用履歴を記帳している | 重要 | 生産者に対して、ほ場情報（マップ、ほ場一覧表）等を記録、保管するよう指導している。 | 整備 |  |
| 必須 | 生産者に対して、栽培履歴、農薬・肥料・堆肥の使用履歴の記帳を指導するとともに、栽培履歴や防除履歴等の回収と確認を行っている。 | 整備 |  |
| **５** | 帳簿類を整備している | 必須 | 生産者に対して、農薬・肥料の在庫台帳など帳簿類の整備・保管を指導するとともに、自らの仕入れ・販売に関する帳簿類を整備し、取引先等に対応できるように一定期間保管している。 | 整備 |  |
| 必須 | 米穀等の取引記録の作成・保存・産地情報の伝達を行っている。  【法令上の義務】 | 整備 |  |
| **６** | ＧＡＰの取組みについて外部委託先と合意している | 必須 | 集荷、運送等を外部の事業者に委託している場合、契約文書等によりＧＡＰの取組みに従うことの合意を得ている。 | 整備 |  |
| 重要 | 外部委託先に対し、ＧＡＰの取組みに適合しているかどうか年１回以上点検し、その記録を残している。 | 整備 |  |

２　食品安全

23-8

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| **７** | 農産物取扱い工程の明確化とリスク評価を行っている | 必須 | 農産物・品目ごとに作業工程、各工程で使用する資源（水、資材、機械・設備・車両等）を明らかにした農産物取扱い工程を文書化している | 整備 |  |
| 必須 | 農産物の集荷や選果調製、こん包等の農産物取扱い工程について、食品安全に係る危害要因を特定し、そのリスク評価を年１回以上行っている。 | 整備 |  |
| **８** | ほ場の安全性を確認している | 必須 | 過去のカドミウムの分析等の情報をふまえ、必要な場合に対策を実施している。 | - |  |
| 必須 | ほ場の周辺環境（水、土壌）からの汚染のおそれがないことを確認している。 | - |  |
| **９** | 肥料等の安全性を確認している | 必須 | 肥料等の販売を行っている場合、放射性物質の確認が必要な肥料等について、含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。また、行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等について、原材料、製造工程または検査結果を把握し、農産物に危害を及ぼす要因が無いことを確認している。 | 整備 |  |
| **10** | 肥料の保管管理を適切に行っている | 重要 | 肥料等の販売を行っている場合、肥料等の保管場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されている。 | - |  |
| **11** | 肥料を適切に使用している | 重要 | 肥料の販売を行っている場合、公定規格に合格し、成分保証された肥料を仕入れ・販売している。 | - |  |
| **12** | 農薬の保管管理を適切に行っている | 必須 | 農薬の販売を行っている場合、農薬は専用の場所で厳重に保管している。  各農薬同士が相互に汚染することが無いよう適切に管理している。  【法令上の義務を含む】  また、生産者に対して、農薬の適切な保管管理の指導を行っている。 | - |  |
| 重要 | 集荷・調製施設において、農薬を扱う場所と農産物を扱う場所とが明確に区分されている。 | - |  |
| ○、×、△、  －で記入 | | | | | |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| **13** | 農薬は適切に使用している | 必須 | 生産者に対して、無登録農薬を使用しないよう指導している。また、農薬の販売を行っている場合、農水省登録のある農薬のみ取り扱っている。【法令上の義務】 | - |  |
| 必須 | 農薬の適正使用に関して、最新の農薬登録情報に基づいて防除暦の作成や情報提供を行っている。  また、使用基準（適用作物、使用回数、使用時期、希釈倍数または使用量）を厳守するよう指導している。【法令上の義務】 | 整備 |  |
| 必須 | 生産者に対し、本人以外が防除作業を行う場合は、書面等により、対象とするほ場、使用薬剤、希釈倍率、散布量等の指示を行うよう指導している。 | - |  |
| 必須 | 提出された生産者の防除履歴を点検している。【法令上の義務】 | - |  |
| **14** | 残留農薬のおそれがない農産物を生産・出荷している | 重要 | 生産者に対して、前作で土壌に散布した農薬等の当該作付け作物に対する残留リスクについて指導している。 | - |  |
| 重要 | 生産者に対して、前回使用後の散布器具の洗浄不足による農産物の農薬残留が起きないよう、防除器具（ホース含む）洗浄の重要性についての情報提供と指導を行っている。 | - |  |
| 必須 | ほ場の周辺環境ごとのドリフト（飛散）リスクを検討している。また、生産者に対して飛散による残留農薬のおそれが無いよう、ドリフト回避の対策についての指導を行っている。 | - |  |
| 重要 | 出荷前の残留農薬分析を適切に実施するとともに、分析結果についての解析を行った上で、生産者に情報提供を行っている。 | - |  |
| **15** | 収穫物を衛生的に取り扱っている | 必須 | 収穫後の保管施設において、ねずみ等が侵入することがないよう措置を講じている。また、機械油等の汚染物質や、金属片等の異物が付着・混入することがないよう措置を講じている。【法令上の義務】 | - |  |
| 必須 | 適切な施設で保管を行っている。  　１　倉庫内における適切な温度・湿度管理  　２　掃除を適宜・適時実施しており清潔である。【法令上の義務】 | - |  |
| **16** | 異品種混入防止対策を講じている | 必須 | 農作業開始時からの各工程において異品種や他の穀物等が混入することがないよう必要な措置を講じている。また、生産者に対する指導を行っている。 | - |  |
| 必須 | 生産者に対して、収穫時に異品種が混入しないよう指導している。 | - |  |
| **17** | 作業者からの汚染防止の措置を講じている | 必須 | 全ての作業従事者は以下の際に清潔で衛生的な場所で手洗いを確実に行っている。また、生産者に対する指導を行っている。  　１　原料及び製品取扱い前  　２　食事後、トイレ使用後、喫煙後 | - |  |
| 重要 | 喫煙・飲食する場所は農産物に影響が無いように対策を講じている。 | - |  |

３　環境保全

23-9

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** | |
| **18** | 農薬による水質汚染を防いでいる | 必須 | 生産者に対して、農薬の使用残がでないように必要な量だけを秤量・調製するとともに、周辺の水路や河川に流入しないよう指導している。 | - |  | |
| ○、×、△、  －で記入 | | | | | |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| **19** | 農薬のドリフト防止対策を行っている | 必須 | 近隣の住宅地、通学路、学校等に農薬散布の悪影響がないよう配慮した防除を行っている。【法令上の義務】 | - |  | |
| 重要 | 生産者に対して、ドリフト防止対策を指導している。 | - |  | |
| **20** | 化学農薬に過度に依存しない防除法を実践している | 必須 | 県やＪＡ等で作成する防除暦や発生予察情報等を活用し、適切な防除計画を立てている。 | 整備 |  |
| 必須 | 発生予察情報やほ場の観察により、防除要否や防除時期を判断し、生産者に指導している。 | - |  |
| 重要 | 物理的防除、生物的防除等の技術を組み合わせたIPMの技術を取り入れた防除対策を作成するとともに、生産者に対して、IPM技術を含めた総合的防除の情報提供と指導を行っている。 | - |  |
| **21** | 周辺環境に配慮した農業生産活動を実践している | 必須 | 生産者に対して、水田に除草剤を散布する場合、止水期間７日以上を厳守することを指導している。 | - |  | |
| 重要 | 生産者に対して、代かき後すぐの排水を行わないなど濁水流出防止を指導している。 | - |  | |
| 重要 | 標準防除暦の策定等において、周辺環境に配慮するよう適切な薬剤を選択している。 | - |  | |
| 重要 | 生産者に対して、未熟堆肥や家畜糞尿等の不適切な施用や保管による周辺環境の汚染がないよう指導している。 | - |  | |
| 必須 | 生産者に対して、廃プラスチックの適正処理の指導を行っている。また、自ら廃プラスチックや農薬等の回収を行っている。【法令上の義務】 | - |  | |
| 必須 | 生産者に対して、不適切な屋外燃焼行為により周辺へ悪影響を及ぼさないよう指導している。【法令上の義務】 | - |  | |
| 重要 | 作物残さについては、堆肥化などリサイクルに努め、廃棄物の削減を図っている。 | - |  | |
| 重要 | 集荷・調製施設等において、発生した排水やそれに含まれる植物残さ、掃除ごみ等を管理している。 | - |  | |
| 重要 | 周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。 | - |  | |
| 重要 | 降雨や強風によって土壌が流亡する恐れがある場合は、対策を指導している。 | - |  | |
| **22** | 環境に配慮した農業を実践している | 必須 | 生産者に対して、効率的な施肥設計の助言や指導を行っている。 | 整備 |  |
| 重要 | 生産者に対して、堆肥等の有機物による土づくりなど、適切な土壌管理を指導している。 | - |  |

23-10

４　労働安全

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| **23** | 労働安全のリスク評価を行っている | 必須 | 農産物の集荷や乾燥調製等の農産物取扱工程において、農産物取扱施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業を特定し、そのリスク評価を年1回以上行っている。 | - |  |
| **24** | 適切な服装及び保護具を着用している | 重要 | 施設において、衣類や手足などが機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装や靴を着用している。 | - |  |
| 必須 | 生産者に対して、農薬散布等の作業において、適切な保護衣や保護具（防護マスク、メガネ、長靴、手袋）の着用を指導している。 | - |  |
| **25** | 事故防止のための作業環境整備及び機械作業時の安全対策を講じている | 必須 | 機械類の定期点検・整備を実施するとともに、使用前の試運転や使用後の清掃・整備等を実施している。また、機械類は取扱説明書に従って適正使用し、適切に保管している。【法令上の義務を含む】 | 整備 |  |
| 必須 | 燃料は、危険物表示があり、火気がなく、通常部外者が立ち入らず、漏れた場合でも河川に流入しない場所に保管している。【法令上の義務を含む】 | - |  |
| 重要 | 乾燥調製施設の場合、施設の管理者と作業者との責任分担を明確にし、事故等の発生を防止する。 | - |  |
| 必須 | 資格を必要とする作業等には、未資格者は従事させない。危険を伴う作業には、未熟な作業者等は従事させないようにする。 | - |  |
| 必須 | 資格を必要とする作業や、危険を伴う作業等に必要な力量を身につけるため、作業者に教育訓練を実施している。 | - |  |
| **26** | 事故時・事故後の備えを整えている | 重要 | 農作業中の事故の際に応急措置ができるよう、清潔な水、救急箱を備え付けている。また、緊急時の連絡体制を整え、病院等の連絡先がわかるよう掲示している。 | - |  |
| 重要 | 生産者に対して、労災保険や傷害共済などへの積極的な加入を勧めている。【法令上の義務を含む】 | - |  |

５　人権保護

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| **27** | 労働条件を遵守している | 必須 | 労働者を雇用する場合、労働条件を遵守し、「労働者名簿」、「賃金台帳」、「出勤簿」を整備している。【法令上の義務】 | 整備 |  |
| **28** | 雇用や待遇で差別をしていない | 必須 | 労働者の雇用や待遇に関し、人種、民族、国籍、宗教、性別によって差別をしない。 | - |  |
| **29** | 外国人技能実習生などに快適な住環境を提供している | 必須 | 外国人技能実習生など、外国人雇用がある場合、住環境の提供や労働条件について適切に対応している。 | - |  |
| **30** | 労働者とコミュニケーションをとっている | 重要 | 使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を年１回以上実施し、内容を記録している。 | 整備 |  |

23-11

６　個別項目　（特定米穀の保管・処理、エネルギー節減、鳥獣害対策）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **管理点** | **レベル** | **適合基準** | **記録簿** | **評価** |
| **31** | 特定の米穀の適正な保管・処理を行っている | 必須 | 用途限定米穀、食用不適米については、区分管理や票せんによる用途の掲示を行う等、適切に保管している。【法令上の義務】 | - |  |
| 必須 | 用途限定米穀、食用不適米穀については、転用防止対策の実施や廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途に使用する等、適切に販売・処分している。【法令上の義務】 | - |  |
| **32** | エネルギーの節減対策を実施している | 重要 | 施設・機械等の使用において、不必要・非効率なエネルギー消費の節減に努めている。 | - |  |
| **33** | 鳥獣被害対策を実施している | 重要 | 鳥獣を引き寄せない取組み等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。 | - |  |

23-12